

中学校進学における学校の「選択」についての社会学的考察

——パネル調査の分析から——

加 藤 美 帆*

A Sociological Study of School Choice :

From Panel Analysis

KATO Miho

abstract

This paper aims to analyze relations between school choice and pupils' conscious of schools from sociological perspective. Under social change little governments in advanced industrial societies need to cut down the budget and keep control coincidentally. In these social and political contexts, "ideology of choice" closely relates social control. School choice stratified pupils' behavior and conscious according to their social and cultural constellation. "Ideology of choice" makes social inequality to be invisible and authorize family's spontaneity.

Keywords : school choice, panel data, stratification, post-welfare state

はじめに

公教育の再編が進むなかで「選択」のイデオロギーは着実に浸透しつつある。教育分野においても規制緩和の推進がさけられるのに伴って学校選択の制度面の整備が進む一方で、各家庭でも公教育の枠の中で受け取る教育サービスを選択する意識は広まっている。こうした流れのなかで義務教育段階における進学校の選択は、とりわけ都市部においては珍しくない進学のかたちになっている¹。では、教育分野における「選択」のイデオロギーの浸透は、変動下の社会における社会統制との関係のなかではどのような意味をもっているのだろうか。

学校選択を推進する側は、その積極的效果として、各学校の個性化・多様化と競争による教育的效果の向上を唱えているが、批判する側は公立学校の選択の拡大に伴う学校間の学力格差や生徒数の偏りといった問題を指摘している。また義務教育段階における学校選択が社会的格差の再生産と結びついているのなら、進学校の選択に伴う社会関係の編成過程と意識の階層分化との関係を検討する必要があろう。以下ではまず、学校選択に関する議論と政策動向を整理した後に、首都圏にある A 自治体で 2005 年度に実施した小学校から中学校への追跡パネル調査の結果から、就学校の変更を行った子どもたちの選択行動、および学校への意識と生活行動の変化を検討する。

キーワード：学校選択、パネルデータ、階層化、ポスト福祉国家

*文教育学部アソシエイト・フェロー

1. 教育改革と「選択」

アメリカやイギリスにおける教育改革の中で、学校教育への選択制の導入は、チャブとモー (Chubb, J. and Moe, T.) の議論により理論的に支えられてきた。彼らによると「唯一最善のシステム (one best system)」として想定されてきた民主主義的統制が、公立学校の効率化を組織的に阻んできたという (Chubb, J. and Moe, T. 1988)。しかし1990年代に入って、各学校の裁量権を拡大し選択制と分権化を進めたイギリスを中心にして、義務教育段階における親の選択権の拡大が、「擬似市場 (quasi-market)」を通じた格差の拡大と社会的な不平等の再生産になっているという批判がおこっている。「選択と多様性という表面的にアピールするものをもつれトリック」(Whitty, G., S. Power, and D. Halpin, 1998=2000, 176頁)による改革は、一部の恵まれた子どもたちの成績を高める可能性をもつ一方で、恵まれない境遇にいる子どもたちをいっそう不利な立場に追い込む危険性をもっている。それは、バートレット (Bartlett, W.) が「クリームのすくい取り (cream-skimming)」と表現したように、優秀な学生を一部の学校が集める機会が増し、結果として地域社会のもっとも恵まれない地区の生徒をかかえている学校が財政的に困難な状況におかれる危険性を指している (Bartlett, W., J. Le-Grand, 1993)。トムリンソン (Tomlinson, S.) は、こうした状況をポスト福祉国家における教育の位置づけの変化としてとらえ、イギリスにおいては1988年の教育改革法以降の市場原理の導入によって、教育の性質は民主主義社会の準備から、競争事業と生活必需品になり、社会福祉の支柱ではなくなったと論じている (Tomlinson, S. 2001 = 2005)。このように、イギリスでは家庭の選択権の拡大は、学校間格差とそれに反映される形での社会的格差の拡大の問題として議論されているが、これは同時にポスト福祉国家への移行のなかで、民主主義の理念と公教育の関係が再編されいく過程であるとも言えよう。

日本においても、平成8(1996)年の行政改革委員会による『規制緩和の推進に関する意見』以来、教育行政でも規制緩和が進行しており、学校選択制が議論の俎上にあがっている。平成15(2003)年に学校教育法施行規則の一部が改正されて学校選択制の手続きが明確化されるなど、競争と選択の論理は教育改革の流れに浸透しつつある。学校選択制度の導入状況については、平成16(2004)年度に、文部科学省が行った全国調査によると、11.1%の自治体が学校選択制を導入しており、東京、埼玉などの首都圏がその中心になっている。また就学校の変更の事例がある自治体は、全体の47.5%を占めており²、約半分の自治体で既に就学校の変更が認められている状況にあることが分かる³。

ただし、こうした規制緩和の流れについては、内閣府の設置した規制改革・民間開放推進会議⁴と文部科学省との間に温度差を見ることができる。規制改革・民間開放推進会議は、『規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申』(平成17(2005)年12月)の中で、学校選択に関して、「学校の質の向上を促す学校選択の自由の徹底」という項目で触れている。また、同会議が平成18(2006)年7月に出した『規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申』では、教育分野の改革に関する記載の冒頭箇所で学校選択のことが言及されており⁵、その制度の導入が教育予算の配分方法の変更まで含んでいると記されている⁶。従来の各学校への公的助成が学級数、教員数を基準とする機関補助であったのを、教育バウチャー制つまり児童生徒数に応じた予算配分方式に変更する方向が主張されているのである。「選択の結果を予算配分にも反映することによって実質的な予算配分権限を教育の提供側から学習者側に転換することとすれば、学校運営にも緊張感が生まれ、学習者本位の教育の確立にまた一歩近づくことができる」(17頁)という上記会議の主張は、選択を通じて民意を反映することが引いては各学校の教育の質の向上につながるという論理を示している。

しかしながら、こうした規制改革・民間開放推進会議の答申に対して、文部科学省は大筋では従いながらも慎重な姿勢を示している。文部科学省のホームページに公開されている、文部科学省初等中等教育企画課長によるコラムでは「公教育を完全に消費者の選択に委ねてしまうと、公教育の大変な部分が『選択されない教育』として欠落してしまう危険がある」⁷としたうえで、「よき国民よき市民として必要な資質を育む教育、道徳や公共の精神を培う教育、環境教育、国際理解教育、人権教育など社会全体の利益に資する教育、そういう公教育の本質的な部分が危うくなる可能性がある」として、上記の規制改革・民間開放推進会議による答申には非公式ながらも反論をしている。

このように学校選択などの規制緩和の流れに関しては、一枚岩の主張がなされているのではなく、むしろ複数

の主張が対立と協調を繰りかえしながら、その流れが形成されていると言える。規制改革・民間開放推進委員会の主張する選択制の徹底に対する文部科学省の反論は、選択の万能性を主張する「選択のイデオロギー」を抑制しつつも、一方でよき国民の育成と道徳・公共心の涵養を公教育の本質とする議論にすり替えられている。こうした複数の議論がどのような方向に収斂するのか、その方向を慎重に見定める必要がある。

学校選択制の導入に関する先行研究では、池上らがその歴史的背景と教育基本権との関連から論じているほか(池上・久富・黒沢 2000)、葉養が学校選択制の導入における課題の整理を行っている(葉養 2002)。しかし、実証的なデータにもとづく検討はまだ少なく、また先にみてきたように政策形成の交渉過程においても選択制の導入は、社会的格差とは切り離されて議論がなされている。本稿では子どもの移動における学校間の格差、およびそうした選択の前後における子どもたちの意識と行動の変化を検討するが、こうした検討はウイッティーらの議論を踏まえれば、社会変動に伴う教育改革のなかで、不平等な社会関係の再生産過程がいかに変わりつつあるかを明らかにすることにもつながると言える。

以下でみていく A 自治体では、中学校に学校選択制を導入していないものの、指定校変更をした生徒は公立中学校進学者の 11.9% に達していた。さきの文部科学省の調査によると、全国的には、就学する中学校の選択は選択制よりもむしろ指定校変更を通じて行われている自治体の方が多い、A 自治体もその 1 つだと言える。以下ではまず本調査の概要を述べた後に、小学校から中学校への移行における学校間の移動状況についてみてゆく。続いて選択前の小学 6 年生時と選択後の中学 1 年生時で、指定校の変更を行ったか否かで意識の変化にどのような差がみられたのかを検討する。

2. A 自治体における学校の選択－調査の概要

就学校の変更状況を検討するのに、ここでは首都圏に位置する A 自治体の教育委員会の協力を得て実施したパネル調査の結果を用いる。この調査では、まず 2004 年度に同自治体の公立小学校に在籍していた小学 6 年生全員を対象とした第 1 波の質問紙調査を実施した(2005 年 2 月)⁸。その中から、A 自治体の公立中学校に進学した生徒たちを対象にして、中 1 の 7 月に第 2 波、11 月に第 3 波の調査を実施した。調査対象者は第 1 波から第 3 波までの各調査時点で、A 自治体の公立学校に在籍していた全児童・生徒であり、個々の子どもに ID を付して追跡をした。学校通しの調査であるため、対象者と回答者はほぼ同数で、人数は以下の通りである。

第 1 波：1819 名(小学校 40 校)(男子 893、女子 899、不明 27)

第 2 波：1420 名(中学校 19 校)(男子 707、女子 691、不明 22)

第 3 波：1411 名(中学校 19 校)(男子 706、女子 686、不明 19)

全ての回を通して追跡できたのは 1171 名(男子 574 名、女子 582 名、不明 15 名)だった。以下では、この 1171 名のデータを統合データと呼ぶ。また第 1 波の結果から、A 自治体の公立中学校進学者は 1354 名だった。指定校変更者については、小学校の通学区域と中学校の通学区域を照合し、通学区域が重ならない中学校へ進学した者を指定校変更者とした。第 2 波で実際の進学中学校を確定できたもののみを数えた結果、指定校変更者は 138 名(男子 59 名、女子 79 名)で、統合データの 11.9% だった。

3. 中学校への進学に伴う子どもたちの移動

まず中学校への進学に伴う子どもたちの進学先への移動をみてゆく。第 1 波の結果から、A 自治体の公立小学校を卒業した小学 6 年生の進路は表 1 の通りであった。A 自治体の公立中学校に進学予定だったのは約 75% であり、それ以外では国・私立中学校への進学が約 20% となっていた(表 1)。

小学校ごとにみた場合、国・私立中学校進学者は最も多い小学校では学年の 41.7% を占めていたが、一方で国・私立中学校への進学者が全くいない小学校もあり、A 自治体にある 40 の公立小学校の間でも大きな偏りがみられた($F=2.64^{***}$)。また指定校変更では、公立中学校への進学者の半分以上が指定校変更をしている小学校があつた一方で、16 校では指定校変更者はなかった($F=14.82^{***}$)。

表1. 進学予定中学校の内訳

進学予定中学校	人数	内訳	
A自治体立公立中学校	1354	(男子 668、女子 671、不明 15)	74.6%
国・私立中学校	361	(男子 166、女子 189、不明 6)	19.8%
他自治体立公立中学校	39	(男子 22、女子 17)	2.1%
その他の中学校	54	(男子 35、女子 19)	3.0%
不明	11	(男子 2、女子 3、不明 6)	0.6%
合計	1819	(男子 893、女子 899、不明 27)	100%

指定校変更と中学受験との関連をみると表2のようにまとめられる。中学受験を経験したが公立中学校に進学した子どものうち、指定校変更をしたのは 18.6% で、中学受験を経験していない子どもたちよりも高い割合になっていた。指定校の変更のきっかけとして中学受験の結果も影響しているといえよう。

では国・私立中学校への進学率の高い小学校と指定校変更者の割合の高い小学校とは重なっているのだろうか。たとえば国・私立中学校への進学率の高かった上位 10 小学校の指定校変更の状況をみてみると、6 校で指定校変更者はおらず、平均の 11.9% を超えていたのは 3 校のみだった。国・私立中学への進学率の高い小学校がすべからく指定校変更者を多く出しているという訳ではないのである。

表2. 中学受験の有無と指定校変更の有無

中学 受験	指定校変更		合計
	あり	なし	
した	18.6% (16)	81.4% (70)	100% (86)
しない	11.3% (123)	88.7% (961)	100% (1084)
合計	11.9% (139)	88.1% (1031)	100% (1170)

*p<.05

このように中学受験と指定校変更は小学校単位では必ずしも重なってはいないが、しかし各小学校とその通学区域の中学校を合わせて見てみると、その間には関連性を見出すことができる。A 自治体の指定校変更者 139 名のうち 20 名以上が集まっていたのは、H 中学（指定校変更者 32 名）、I 中学（同 26 名）、J 中学（同 28 名）の 3 校だった。続いて O 中学（同 16 名）、R 中学（同 12 名）、指定校変更者が 10 名以下の 7 校、他 6 校には指定校変更者はなかった⁹。ここでは指定校変更者が 20 名以上入学していた H 中学、I 中学、J 中学について検討する。まず H 中学、I 中学の学区域にある小学校をみると、それぞれに国・私立中学への進学率が高い小学校が位置しており、H 中学の学区域にある「い小学校」および I 中学の学区域にある「は小学校」はそれぞれ A 自治体で国・私立中学への進学率が 1、2 番目に高い小学校だった（表3）。また J 中学の学区域の小学校は「ち小学校」が国・私立中学への進学率 28.9% で A 自治体の平均よりも高く（表3）、それに加えて J 中学に最も多く 16 名の子どもが進学していた「る小学校」は、隣接する Q 中学の学区域に位置していたが、国・私立中学への進学率が 36.4% で A 自治体の中では 4 番目に高かった。

表3. H 中学、I 中学、J 中学の学区域の小学校とその国・私立中学校への進学率

中学校の通学区域内にある各小学校の国・私立中学校への進学割合（人数）					
H 中学	い小学校	41.7% (25)	J 中学	へ小学校	11.4% (5)
	ろ小学校	29% (9)		と小学校	20.8% (5)
I 中学	は小学校	39.7% (23)		ち小学校	28.9% (13)
	に小学校	14.9% (7)		り小学校	11.1% (2)
	ほ小学校	19.6% (9)		ぬ小学校	19.6% (11)

これら子どもの移動における指定校変更および中学受験の関連をみてくると、指定校変更者が多く集まる各中

学校の学区域には、これまで家庭の高い教育期待に支えられてきたと思われるシンボリックな教育的威信があることが伺える。各中学校ともに A 自治体では歴史のある公立中学校だが、そうした伝統校の教育実践を下支えしてきたのは、学区域である地域を構成するところの、高い教育期待をもつ家庭だった。しかし今日においては、そうした地域の家庭は高い教育期待を中学受験へと振り向けており、そして他の学区域の家庭の子どもたちが、そうしたシンボリックな威信に向けて指定校の変更をして集まっているのである。そうした地域においてはいわば国・私立中学校への進学によって子どもたちが流出した後を他の学区域からの流入者によって埋めている状況があるともいえる。つまり中学受験と就学校の変更という2重の選択を通じて家庭の教育戦略による振り分けが、より細分化されておこっているのである。

一方で、指定校変更による入学者がおらず、かつ入学者が30名に満たなかったX中学とY中学についてみてみる。X中学は2007年度にQ中学とR中学との間で統合されることが公表されており、統合予定のR中学への指定校変更者が多数いたために入学者が減少していた。またY中学の学区域の小学校は国・私立中学校への進学率が23.8%と比較的高いのに加え、隣接しているH中学への指定校変更者が公立中学進学者の2割を超えていたために、Y中学への入学者が減少していた。統廃合自体が指定校変更のインセンティブになっており、学校規模の縮小が起こっていた学校がより加速度的に入学者を減少させているのである。

このように、A自治体における中学校進学においては中学受験と就学校の変更という2重の選択を通じた子どもの出入りがおこっていた。中学受験と指定校変更とは全く重なっているわけではない。しかしながら、異なる選択を通じているにも関わらず、いわば「中学受験をする」高い教育期待をもつ家庭が多い学区域にある中学校に、やはり「あえて就学校の変更をする」高い教育期待をもつ他の地域の家庭の子どもたちが集まっているのである。これは選択行動を媒介にして、社会的・文化的に似た階層の家庭の子どもたちが集まっていることを示しており、教育サービスの受け手による主体的な選択が、結果として階層化された棲み分けの過程を形成しているためだといえるだろう。

仮に教育予算の配分方法が機関補助から教育バウチャー制に切り替わるとしたら、選択行動を通じて生じた公立中学校間の学校規模の偏りの結果として、高い教育期待をもつ家

表4. A自治体の公立中学校における指定校変更者の分散

生徒の出身 小学校数 (学区域内の小学校数)		各中学校で 指定校変更者 が占める割合	生徒の出身 小学校数 (学区域内の小学校数)		各中学校で 指定校変更者が占 める割合
H中学	11校(2校)	37.6%	Q中学	4校(1校)	6.3%
I中学	10校(3校)	19%	R中学	4校(2校)	18.2%
J中学	10校(5校)	25%	S中学	3校(3校)	0%
K中学	8校(2校)	11.8%	T中学	3校(2校)	2.4%
L中学	7校(3校)	4.2%	U中学	3校(2校)	0%
M中学	6校(4校)	6.7%	V中学	3校(2校)	3.8%
N中学	6校(2校)	4.9%	W中学	2校(2校)	0%
O中学	6校(4校)	14.8%	X中学	1校(1校)	0%
P中学	3校(3校)	0%	Y中学	1校(1校)	0%

F=8.711*** *p<.05 **p<.01 ***p<.001

※出身小学校はA自治体の公立小学校のみ

庭の子どもが集まる中学校に、より手厚い予算配分が行われることになる。人的配分に教育予算の配分が伴うことによって、教育実践を規定する要素の学校間の格差はより大きくなるが、そこに家庭の「選択」が媒介する

ことによって、階層化された棲み分けの正当性は担保される。そして一方でこうした公立中学校間の格差は、国・私立中学への進学という、より「大きな」選択の背後ではむしろ自由な選択権の執行の結果として位置づけられるため、その細分化された階層分化の過程は見えなくなっていくのである。

4. 指定校変更の有無による差の検討

選択行動における格差の拡大は、子どもたちの意識と行動の分化という点でも検討する必要がある。社会的・文化的な布置にともなう階層化された行動は、人々の意識の分化も伴っている。義務教育段階の学校を「選択をする」という意識をもちつつ中学校に進学する過程では、生活世界の棲み分けを伴いながらどのように子どもたちの意識は変化していくのか。ここでは統合データを用いて、指定校の有無によって学校や学習への意識、および生活行動において差は見られるのかを、小学6年生の2月時点における第1波と中学1年生の11月時点における第3波調査の結果からt検定の結果をもとに両者の差を検討する。

4-1. 小学6年生時点における指定校変更の有無による差

質問紙は、対教師関係、対級友関係および学習への意欲を尋ねる質問で構成されているが、対教師関係を尋ねる「先生とはできるだけ話したいと思う」($t=2.12^*$)「先生の言っていることはだいたい『正しい』と思う」($t=-2.47^*$)の項目で差が見られた(図1)。指定校変更をした子どもの方がこれらの質問に対して否定的な回答をしている割合が高い。また「この学校が好きだと思う」という質問に対しても否定的な回答が多く、「ほとんどありません」「あまりありません」と回答したのは、指定校変更をしていない子どもでは18.3%だったが、指定校変更をした子どもは28.7%で10ポイント以上高かった($t=-3.05^{**}$)。

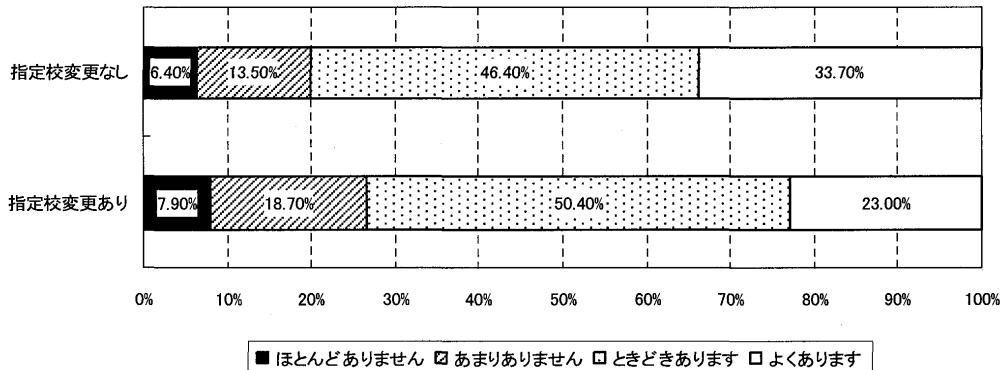


図1. 「先生の言っていることは大体『正しい』と思う」×指定校変更の有無（第1波）

これらの意識は、調査時の小学校6年生時点のものなので、在籍している小学校に対する意識である。さきの文部科学省による全国調査である『学校選択制の実施状況について』によると、就学校の変更理由は最も多いのが「家庭の事情、いじめ・不登校等」で555自治体、ついで「通学距離等」が250自治体（複数回答）だった。先の調査の結果に合わせて考えると、小学校における学校への「不適応」が指定校変更のインセンティブとして働いていると見ることもできる。ただしその一方で、本データを用いて国・私立中学校への進学者と公立中学校への進学者を比較検討した結果では国・私立中学進学者は、出身の公立小学校での対教師関係の質問への回答で否定的ながらも、学習や学級活動全般においては自信をもっている傾向が表れていた（加藤 2006）。そうした傾向はたとえば指定校変更者においては「学校の成績は良い方だと思う」($t=2.14^*$)という質問での差に見られ、肯定的な回答の割合は指定校変更者の方が高い（図2）。

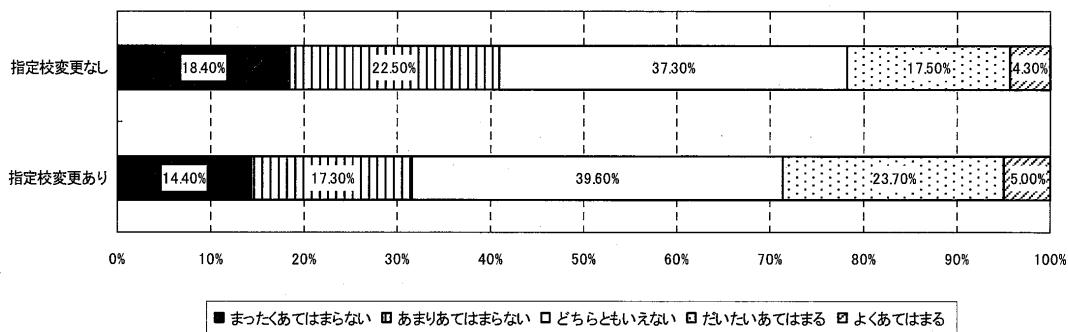


図2. 「学校での成績は良い方だと思う」×指定校変更の有無（第1波）

これらの結果からは、指定校変更をした子どもたちは指定校の変更をした時点においては、在籍している小学校に対して対教師関係を中心に否定的な感情を抱いていること、その一方で主観的な成績においては「良い方」と思っている子どもの割合が高い傾向が見て取れる。こうした傾向は先に触れた国・私立中学進学者の傾向と似ているが、指定校変更者の場合はこの時点で塾や家庭教師といった学校外の教育サービスの利用が特に多いという傾向ではなく、また家庭の養育における「質」の高さを裏づける結果は見られなかった¹⁰。国・私立中学に進学する子どもたちと比較すると、顕著な差は少ないが、しかし学校生活には「不適応」ともいえる傾向の反面で、同時に主観的には学力に自信をもっており、こうした一見二律背反したかたちに分化されることによって、新たな学校環境へとあえて「選択」をする層の子どもたちの意識は形成されているのである。

4-2. 中学1年生11月時点における指定校変更の有無による差

では次に中学校入学以降である中学1年の11月時点、第3波における指定校変更の有無による差を検討する。小学6年生時点で見られた、対教師関係における否定的な傾向や、学校に対する否定的な回答の傾向はこの時点においては見られず、これらの項目における指定校変更の有無による差は中学校入学後には消えていた。代わって差が見られたのが、塾・家庭教師などの学校外教育サービスの利用状況、学校に対する価値観を尋ねる「大人になって生活するのに学校へ行っておくことは必要だと思う」という質問である。塾・家庭教師の利用では、指定校変更をしていない子どもは49.5%が1日もそうした学校外の教育サービスを利用していないなかつたが、指定校変更をした子どもで学校外の教育サービスを全く利用していない割合は40.6%だった($t=2.15^*$)。また、「大人になって生活するのに学校に行っておくことは必要だと思う」という質問に対しては「まったくあてはまらない」「あまりあてはまらない」を合わせると、指定校変更をしていない子どもは4.9%が否定的な回答だったが、指定校変更をした子どもは9.3%が否定的な回答をしていた($t=-2.73^{**}$)。

これらの結果からは、あえて就学校の変更をして「より良い」と思われる学校に進学しながらも、学校自体への帰属意識が低く、積極的に学校外の教育サービスを利用する層としての指定校変更者像が見られる。また最終進学希望の学校段階についての質問では有意差は見られなかったが、指定校変更者に大学・大学院への進学希望者が多いため傾向があった（図3）。

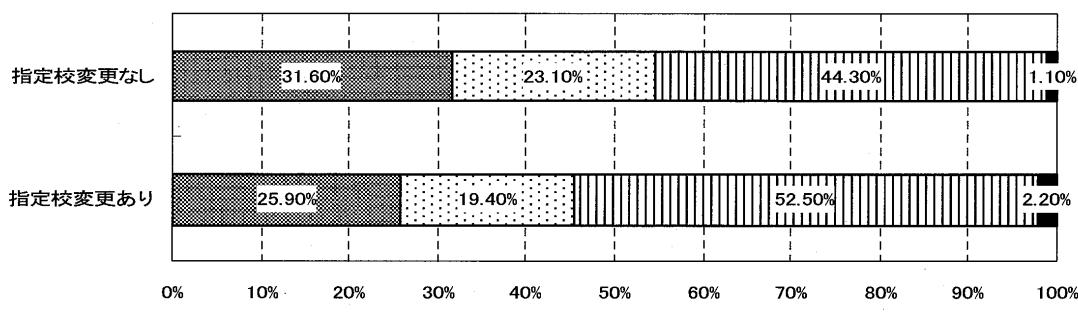


図3. 進学希望の学校段階×指定校変更の有無（第3波）

小学校 6 年生時点においては学校への「不適応」ととれる特徴を見せていた指定校変更者は、中学校進学を契機にむしろ学校への帰属に拘泥しない、教育サービスの受容者としての横顔を見せてている。公立のなかでも伝統のある「良い」学校とされる中学校に、あえて指定校の変更をして進学しながらも、「学校」なる価値にこだわらず、その反面最終学歴はより高い学校段階を希望している。「選択」を通じた意識の分化は、トムリンソンの指摘する「競争事業と生活必需品」を求めるサービスの受容者を形成しているという側面ももっているのである。

5. まとめ

以上、首都圏に位置する A 自治体におけるパネル調査の結果から中学校進学にともなう選択のなかでも、公立中学校の指定校変更者の学校を選択する行動と進学前後の意識と行動について検討してきた。指定校変更者は小学 6 年生段階においては対教師関係を中心に学校への「不適応」ともとれる特徴を示す一方で、主観的には成績は良い方であると感じている。そして中学校入学後には「より良い中学校」を選択したにも関わらず、学校への帰属にはこだわらず、一方で指定校変更をしていない子どもたちに比べるとより高い学校段階への進学を希望するという姿が見られた。

選択を導入することによって学校運営の改善や、個々の子どもに適した教育を提供することができるという主張の一方で、社会の階層化された価値を反映しながら選択行動は行われていた。そして選択を経る子どもたちはむしろ「学校」なる価値に拘泥するよりも学校外教育サービスを利用しながら社会移動をより志向しているともいえる。しかしながらそうした選択は国・私立中学校への進学という選択の背後で行われることによって、経済投資を伴わないために自由な選択権の執行という形をとっているが、階層分化の過程がより細分化されて起こっている過程と言える。こうしたプロセスは、ポスト福祉国家への移行に伴う市場原理の導入によって、教育が民主主義社会の準備から、競争事業と生活必需品になりつつある姿を示しているとも言えるのである。

※本調査研究は財団法人・社会安全研究財団の研究助成金の援助を受けている。

註

1 たとえば 2006 年度に東京 23 区では、中学校の学校選択制を導入しているのは、千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区の 13 区。また国・私立の中学校への進学率は 23 区平均では 2004 年度で 20.8% である。

2 学校選択制が、就学すべき学校についてあらかじめ保護者の意見を聴取する制度であるのに対して、就学校指定の変更とは、いったん就学指定された学校に通うことが、必ずしも保護者の意向に合致しない場合に、保護者の申し立てにより市区町村教育委員会が、その市区町村の他の学校に指定を変更する制度である。文部科学省の提示した手続きの流れによると、学校選択制を導入している場合、1 月 31 日までに保護者の意向を確認し、就学校を指定する。その後、就学校の指定変更の申し出が行われることになる。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/03/05032405.htm (最終アクセス日 2006 年 8 月 20 日)

3 就学校の指定変更の理由をみると、先の文部科学省による調査では、「家庭の事情、いじめ、不登校」が最も多く複数回答で 555 自治体、ついで「通学距離等」が 250 自治体、「教育方針や部活動等の特色」が 149 自治体、「その他」が 163 自治体となっている。最も多い、「家庭の事情、いじめ、不登校」という理由にみられるように、あえて就学校を変更する際には消極的な意味が伴うことも多々ある。しかし一方でそれらは、「より良い教育を受けさせたい」という家庭の教育期待とは矛盾しない関係にあるといえよう。

4 規制改革・民間開放推進会議とは、「総合規制改革会議(平成 13 年 4 月 - 平成 16 年 3 月)終了以降も規制改革をより一層推進するため、平成 16 年 4 月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者 13 名から構成」された会議である。<http://www.kisei-kaiaku.go.jp/about/index.html> (最終アクセス日 2006 年 8 月 20 日)

5 「学習者が多様な選択肢の中から質の高い教育を自由に選ぶことができる機会を拡大することを通じて、学校運営における創意工夫の発揮を促す必要がある。そのためには、学校選択を国民に本来与えられるべき権利の一つに位置付け、市町村教育委員会が就学すべき小中学校を指定する際に学習者の意見を必ず聞くことを原則とすべきである」(14 頁)

6 これらの答申の根拠としては、『学校制度に関する保護者アンケート』の結果が参照されている(調査結果の公表は平成 17 年 10 月 6 日)。この調査は内閣府の規制改革・民間開放推進会議が調査業者に委託して実施した保護者を対象とする Web 調査。野村総合研究所のインターネット調査サービスに登録しているモニターで、子どもが小学校から高校に通学している保護者を対象にして 2005 年 9

月に実施された。回収数は 1270。<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/index.html> (最終アクセス日 2006 年 8 月 20 日)

7 <http://www.mext.go.jp/magazine/backnumber/maeka/006.htm> (最終アクセス日 2006 年 8 月 20 日)

8 A自治体の地域特性として、行政資料である『都市計画図』からは、住宅の集中する地域と、住宅地域と工業地域が混在する地域が調査対象地域をほぼ二分するかたちで広がっていることが確認できる。東京都心部への交通アクセスが良く、近年の再開発によって、工業地域から住宅地域へと移行しつつある一方で所得制限のある公営団地の集合する地域を広範に有しており、住民の構成は多様な社会階層が混住している状況にある。しかしそうした状況は、社会・文化的に多様な背景をもつ住民が、生活上の接点をもたないままに生活空間を共有している状態（倉沢・浅川 2004）であることも想定できる。

9 A自治体には調査当時 19 校の中学校があったが、1 校では ID の照合ができなかったため、18 校のデータを提示している。

10 国・私立中学進学者の場合、塾・家庭教師の利用、朝食をとる習慣、親との会話、余暇時間に「読書」をするか等の項目で、公立中学校進学者との有意差が見られた（加藤 2006）。

文献

Bartlett, W., Julian Le-Grand (ed) 1993, *Quasi-Markets and Social Policy*, Palgrave Macmillan.

Chubb, J.E., Moe, T.M., 1988, "Politics, Markets, and the Organization of Schools" *American Political Science Review* 82, pp.1065-1087.

(= 2005, 「政治・市場・学校組織」『教育社会学—第三のソリューション』住田正樹・秋永雄一・吉本圭一編訳 九州大学出版会)

葉養正明 2002, 「学校選択・通学区域の弾力化」『日本教育経営学会紀要』第 44 号、22-32 頁。

池上洋通・久富善之・黒沢惟昭 2000, 『学校選択の自由化をどう考えるか』大月書店。

加藤美帆 2006, 「国・私立中学進学者の家庭の教育戦略と公立小学校への意識」『早稲田大学教育学研究科紀要』別冊 13-2, 23-32 頁。

倉沢進・浅川達人 2004, 『新編・東京圏の社会地図 1975-90』東京大学出版会。

内閣府規制改革・民間開放推進委員会 公表資料「学校制度に関する保護者アンケート」<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/index.html> (最終アクセス日 2006 年 8 月 20 日)

Tomlinson, S., 2001, *Education in a post-welfare society*, Open University Press. (= 2005, 『ポスト福祉社会の教育—学校選択、生涯教育、階級・ジェンダー』後洋一訳 学文社)

Whitty, G.S. Power, and D. Halpin, 1998, *Devolution and Choice in Education: the School, the State and the Market*, Open University Press. (= 2000, 『教育における分権と選択—学校・国家・市場』熊田聰子訳 学文社)

(2006 年 12 月 1 日受理)